

新潟市立阿賀小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改訂

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条においてこのように規定されています。）

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断します。

- ①加害者・被害者とも児童生徒である。
- ②加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
- ③加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④被害者が心身の苦痛を感じている。

1 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法 第13条に基づき、阿賀小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止を目的に策定するものです。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であるという認識に立ち、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、いじめ防止のため次の5点を基本姿勢として対策を講じます。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 校内に児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者や地域、関係機関との連携を深めます。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) いじめ対策に向けた常設の組織

【いじめ対策委員会】

<構成員>

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・養護教諭 ・当該職員

※ 協議や対応する内容に応じて、SC、学校医、駐在所長、主任児童委員など組織の構成員は柔軟に定めます。

<開催>

定例会を年3回（5，11，2月）に開催します。ただし、重大事態につながる事案が発生したときなど、必要に応じて臨時会を開催します。

<活動>

以下のことについて協議・話し合います。

- ・ いじめ事案の対応に関すること。
- ・ いじめ防止に関すること。
- ・ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査や教育相談など）
- ・ いじめについての研修に関すること。
- ・ いじめ防止の取組についての評価に関すること。
- ・ いじめ防止等への理解を深めるために、児童、保護者、職員への啓発に関すること。

(2) 日常的にいじめへの対処に向けた組織

【いじめ対応ミーティング】

<構成員>

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生活指導主任 ・ 該当職員

<開催>

- ・ いじめ(の疑い)に関する事案の報告があった時、迅速に開催します。

<活動>

- ・ 隔月青空カード(新潟市の様式)の実施 即日のいじめ相談・報告
- ・ いじめ(の疑い)に関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集
- ・ いじめ(の疑い)に関する情報の記録・保管・共有
(記録用紙は、新潟市の様式8を使用)
- ・ 関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定
- ・ 保護者との連携

4 いじめの防止に向けた取組

(1) 生活指導

① いじめ防止に向けた指導事項・内容・取組

- ・ 挨拶(進んで、気持ちのよい、誰にでも) ・ 縦割り班活動
- ・ お互いの良さを認め合う活動(心ぽかぽか活動) ・ 丁寧な言葉遣い
- ・ 名札の着用と「さん付け」の呼び掛け奨励

② 年間計画(未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的取組)

- ・ 別表 「いじめ防止等に関する年間計画(Excel ファイル)」

(2) 道徳教育の充実

- ① 考え、議論する道徳の授業を行います。
 - ・年間1回、学習参観日に公開をします。
- ② いじめを題材とした道徳の授業を実施します。
 - ・学校全体や学年・学級の児童の実態に応じた資料を用いて行います。→教科書教材を用いて確実な実践を行います。

(3) 校内研修の実施

- ① 年間2回「子どもを語る会」を開催し、児童理解を深め、共通理解を図ります。
- ② いじめ防止等に関する研修を開催し、基本方針の見直しを行います。

5 いじめの早期発見に向けた取組

- ・年間5回(5, 7, 10, 12, 2月)の青空カードの実施(新潟市の様式を使用)
- ・年間2回(7, 12月)の児童アンケートの実施
- ・青空カード, 児童アンケート実施即日の管理職への結果報告→実施後の結果報告
- ・青空カード, 児童アンケート結果に基づいた教育相談の実施
- ・年間2回(7, 12月)に児童への教育相談実施
- ・児童をよく見る, 話をよく聞く, 寄り添う, 関わる, こまめに記録を取るなどの積み重ねによる信頼関係の構築

6 いじめの対処に向けた取組

(1) いじめ対応ミーティング

<開催について>

- ・各学級で青空カード(新潟市の様式を使用したアンケート)実施即日のいじめの相談・報告後, いじめに認知された事案については, 迅速に開催します。
- ・いじめに認知された事案に関しては, 事実確認, 対応方針等の記録をし, 保管します。(記録用紙は, 新潟市の様式8を使用)
- ・解決・解消に向けた手順と方針を決定し, 共通理解を図るとともに, 多方面から情報を収集, 整理し, 全体像を把握します。

<情報収集・調査結果等の提供および報告>

- ・いじめを認知した場合, 重要度(新潟市教育委員会が決めたレベル)に応じて, 保護者に事実関係を伝え, いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や, いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また, 重大事態が発生した場合には, 事実関係により判明したいじめ事案に関する情報を, 学級の保護者に適切に提供します。(いじめ行為がいつ・誰から・どのような態様で行われたか・学校の対応等について。)

<いじめの解消について>

- ・いじめの解消については、指導等を行った後、経過を全職員で見守ったり、指導を継続したりして、加害行為が相当期間(3か月を目安)なく、該当児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを判断の基準とします。
- ・いじめの解消に向けて、事実関係を明らかにし、いじめを受けた児童に加えていじめを行った児童、周囲の児童に対して学校全体で指導や支援、見守りを継続します。

(2) 教育委員会や関係機関等との連携

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害の疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに新潟市教育委員会に報告し、指導・助言を求め、学校として組織的に対応します。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案への対応

- ・教育委員会に報告後、指示に従い、いじめ対策委員会を開催して、対応等を協議します。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ・自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを見逃さないようにし、発見した場合は、市教育委員会に報告し、組織で迅速・適切に対応します。
- ・児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性のある場合、「TALK の原則」(Tell: 心配していることを伝える, Ask: 自殺願望について尋ねる, Listen: 気持ちを傾聴する, Keep safe: 安全の確保)に基づき、保護者に知らせるとともに、連携し、チーム対応による長期のケアを行います。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組について7月と12月に評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。